

第67回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

開催日時	令和6年12月20日（金） 午前9時00分から午前10時20分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 正庁		
出席者	委員	中川幾郎 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長、大窪健之 委員、大西淳文 委員、岡田浩徳 委員、作間泉 委員、清水順子 委員、野口隆身 委員、元島満義 委員、山口裕司 委員、吉田隆一 委員【計12人出席】	
	事務局	仲川市長、真銅副市長、山口環境部長、上田環境部理事、鈴木環境部次長、山岡総合政策部長、西川クリーンセンター建設推進課長、平野クリーンセンター建設推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人20人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課
内容	候補地選定条件の詳細について		
決定又は取り纏め事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 10ha程度の空き地を抽出する条件について、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は空き地としない。 ・今後の開発予定について、令和6年11月時点で奈良市開発指導課に届け出があったものについて反映する。 2 学校、病院等の300m以内を除外エリアとする条件について、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・300m以内に近接しない施設として、認定こども園を追加する。 ・廃止が公表されている学校等の施設について、対象施設から削除する。 ・休止中の学校については状況を確認のうえ、対象施設から削除する。 ・駐車場は敷地に含めない。 3 歴史的風土保存区域、風致地区、自然公園地域、環境保全地区、鳥獣保護区、水道水源特定保護区域を除外エリアとする。 4 都市公園、国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区を除外エリアとする。 5 収集運搬コストが1.2倍以上となる地域は除外エリアとする。 6 過去の策定委員会で除外された山間部の区域を除外する。 		

- 7 新斎苑覚書に記載された小学校区等を除く。
- 8 七条地区は候補地として、除外しない。

議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等

【候補地選定条件の詳細について】

- ・事務局より、候補地選定条件の詳細について説明。

『条件1：10ha程度の空き地を抽出する』

確認事項1 住宅地は空き地としないとしてよいか。

確認事項2 今後の開発予定について、令和6年11月時点で奈良市開発指導課に届け出があったものについて反映することとしてよいか。

- ・各委員より、確認事項1、2について意義なし。

⇒委員長より、確認事項1、2のとおり選定を進めることとする。

『条件2：学校、病院等の300m以内を除外エリアとする』

確認事項1 300m以内に近接しない施設として、認定こども園を追加してよいか。

確認事項2 廃止が公表されている学校等の施設について、対象施設から削除するものとしてよいか。

確認事項3 休止中の学校について、対象施設から削除するものとしてよいか。

- ・委員より、300mとはどのような距離なのか。

⇒事務局より、学校、病院等それぞれの敷地境界からの距離である。

- ・委員より、クリーンセンターの施設の配置の仕方によって、煙突から学校、病院等までの距離が300m以内になるのではないか。

⇒事務局より、候補地を選定するにあたり、学校、病院等の敷地境界から300mを除外するため、どこに煙突を建てようが、最低限300mを隔離することができる。

⇒委員長より、確認事項1、2、3のとおり選定を進めることとする。

『条件2《参考》：学校・病院等の敷地境界から300mの距離を取ることにについて』

確認事項1 学校、病院等の敷地境界から300mの距離を取ることにについて、駐車場を含めるのか。

- ・委員より、駐車場に長時間滞在することはないため、敷地から省いていいのではないかと考える。
- ・委員より、現状、駐車場であっても、今後の使い方が分からないため、省くべきではないと考える。
- ・委員より、駐車場は敷地から省いてよい。ただ、将来、建設物が建つ可能性があるため、一定の考慮がいるのでは。新たに施設が建つ予定があるかどうかの確認をすれば、駐車場を敷地に含めなくてもよいと考える。
- ・委員より、駐車場は一律に敷地から省くべき。
- ・委員長より、駐車場は敷地から省くという意見が多いことから、そのとおりとする。

『条件3：自然公園地域、風致地区、環境保全地区等を除外エリアとする』

- ・委員長より、条件3について、歴史的風土保存区域、風致地区、自然公園地域、環境保全地区、鳥獣保護区、水道水源特定保護区域を除外エリアとしてよいか。
- ・各委員より、条件3について、異議なし。

⇒委員長より、条件3について、上記エリアを除外することとする。

『条件4：将来にわたって土地利用が決まっている地区を除外エリアとする』

- ・委員長より、条件4について、都市公園、国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区を除外エリアとしてよいか。
- ・各委員より、条件4について、異議なし。

⇒委員長より、条件4について、上記エリアを除外することとする。

『条件5：収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとする』

確認事項1 収集運搬コストによる除外エリアについて、過去の策定委員会の収集運搬コスト算出モデルを踏襲し、どこまでの地区を除外エリアとするか。

- ・委員より、収集運搬コストが1.2倍になることで、例えば、年間4億円増加することとなれば、20年間で80億円の差が出る。市民感覚として、莫大な金額であるため、できる限り少なく抑えるべきである。
- ・委員より、80億円の差は比較検討に値しないと考える。
- ・委員より、候補地となった地域から署名や要望等が出てくることは容易に想像できる。無用

な混乱を避けるべく、収集運搬コストが1.2倍以上の地域は除外してはどうか。

- ・委員より、収集運搬コストは重視すべきであるが、ランニングコストだけでなく、イニシャルコストも考慮すべき。

⇒委員長より、確認事項1について、収集運搬コストが1.2倍以上のエリアは除外エリアとする。

『条件5《参考》：過去の策定委員会で除外された山間部の区域を除外する』

- ・委員長より、条件5《参考》について、資料3「候補地選定条件の詳細について」P.10で示す山間部のエリアを除外してよいか。
- ・各委員より、条件5《参考》について、異議なし。

⇒委員長より、条件5《参考》について、上記エリアを除外することとする。

『条件6：新斎苑覚書に記載された小学校区を除く』

- ・委員長より、条件6については、決定事項であるため、審議不要としてよいか。
- ・各委員より、条件6について、異議なし。

⇒委員長より、条件6について、審議不要とする。

- ・委員より、七条地区から提出された請願は市議会において、採択されている。議会の意思、方針決定を無視することは許されるものではなく、七条地区は候補地から除外すべきと考える。

⇒委員長より、請願が市議会において、採択されたとしても、市の附属機関である策定委員会の議論を拘束するものではないと理解している。

- ・委員より、七条地区を除外することになると、請願が出るたびにその地域を除外しないといけない。請願理由を評点に加えればよいと考える。
- ・委員より、策定委員会の目的は新しいクリーンセンターを建設、推進することである。請願が採択されたことはあくまでも参考資料でよい。
- ・委員より、今回の議論は条件を整理する場と理解している。現時点で請願を理由に七条地区を除外することは議論がずれる。

《七条地区を候補地として除外しないか採決》

⇒賛成9：反対2（委員長含まず）となり、賛成多数で可決。

- ・反対委員1名より、辞任届を市に提出。

『その他審議内容』

- ・委員より、候補地として立候補があった場合の取り扱いをどうするのか。

⇒委員長より、現時点で、諮問事項にないため、策定委員会において、議論するものではない。
立候補があるなら、市に出すべきと考える。

- ・委員より、過去の策定委員会の2次選定、3次選定において、文化財、世界遺産のある地域周辺、既存の住宅地から100m以内、既知の活断層から300m以内を除外条件とした。今回、除外条件を議論していることから、文化財、世界遺産・住宅地からの距離、防災面においても、どう取り扱うかを議論したい。絶対的に外すべき事項であった場合にのみ除外条件とし、技術等で対応できる事項なのであれば、比較評価すればよい。

⇒委員より、防災面について、近年、洪水浸水想定区域に建設されている事例は多くあり、嵩上げをする等技術的にカバーをすることは可能だと考えている。また、嵩上げをすることにより、地下施設を少なくできることから、コストが下がるメリットも考えられる。

七条地区について、洪水浸水想定区域であることが危惧されているが、浸水継続時間は最大でも1,800分程度であり、長時間搬入できないような事態にはならない。さらにクリーンセンターを避難所として活用する自治体もあり、市民生活にプラスの影響を与えることもあるため、除外条件とすべきでないと考ええる。

山間部においては、土砂災害によって、アクセス道路がふさがり、復旧に長期間を要することも考えられる。

防災面について、上記のことから評点において詳しく議論してはどうか。

- ・委員より、文化財、世界遺産・住宅地からの距離、防災面について、概ね評点で議論するとしてよいと考えるが、抽象的に議論するのではなく、今回の候補地選定の詳細条件において選定された候補地ごとに除外するか、評点にするか議論してはどうか。

⇒委員長より、上記事項について、現時点で除外条件とせず、選定された候補地ごとに確認することとする。

- ・次回策定委員会は、令和7年1月28日に開催予定とする。

以上

資 料	<ol style="list-style-type: none">1. 次第2. 会場配席図3. 候補地選定条件の詳細について
-----	--